

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【公表番号】特表2007-508527(P2007-508527A)

【公表日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-013

【出願番号】特願2006-530040(P2006-530040)

【国際特許分類】

G 0 1 N 33/53 (2006.01)

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/04 (2006.01)

C 1 2 Q 1/68 (2006.01)

C 1 2 N 15/09 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 33/53 Z N A D

A 6 1 K 37/02

A 6 1 P 9/04

C 1 2 Q 1/68 A

C 1 2 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 高血圧性終末器官損傷を発症する危険性がある対象の生体試料を採取し、

(b) 試料中の少なくとも1つの非筋細胞マーカーのレベルを定量し、ここに、該非筋細胞マーカーはガレクチン-3およびトロンボスポンジン-2よりなる群から選択され；

(c) 該マーカーのレベルを標準のレベルと比較し、次いで、

(d) 該マーカーのレベルが高血圧性終末器官損傷を発症する危険性を示すか否かを決定する；

ことを特徴とする、高血圧性終末器官損傷の危険がある対象を同定する方法。

【請求項2】

該生体試料が末梢血液に由来する血漿試料である請求項1記載の方法。

【請求項3】

マーカーのレベルが酵素結合免疫吸着検定法(ELISA)によって測定される請求項1または2記載の方法。

【請求項4】

高血圧性終末器官損傷を発症する危険性がある対象を同定するための1以上の非筋細胞マーカーの使用であって、該非細胞マーカーはガレクチン-3およびトロンボスポンジン-2よりなる群から選択される使用。

【請求項5】

鬱血性心不全および高血圧性終末器官損傷の予防およびまたは治療用の医薬の製造のためのガレクチン-3の使用。

【請求項6】

鬱血性心不全および高血圧性終末器官損傷の予防およびまたは治療用の医薬の製造のためのトロンボスポンジン - 2 の使用。